

○国土交通省告示第三百九十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年三月二十八日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 湯江川砂防工事並びにこれに伴う県道及び市道付替工事並びにこれに伴う附帯工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 長崎県島原市有明町大三東戊字一本松、字中鷹野、字東鷹野、字西鷹野、字上一ツ高野及び字光之川内地内
- 2 使用の部分 長崎県島原市有明町大三東戊字一本松、字東鷹野、字西鷹野及び字光之川内地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、長崎県島原市有明町地内の区域（以下「本件区域」という。）における湯江川砂防工事並びにこれに伴う県道及び市道付替工事並びにこれに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、湯江川砂防工事（以下「本体工事」という。）は、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第3条第3号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。

また、本体工事の施工により遮断される県道及び市道の従来機能を維持するための付替工事（以下「関連工事」という。）は、それぞれ道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号の都道府県道及び同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、関連工事の施工に伴う附帯工事として行う工事用道路設置工事（以下「附帯工事」という。）は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第20条第2号の要件への適合性

本件区域は、砂防法第2条の規定により、昭和32年12月21日付け建設省告示第1693号、昭和37年11月14日付け建設省告示第2864号、平成元年10月21日付け建設省告示第1778号、平成4年3月25日付け建設省告示第795号、平成8年8月16日付け建設省告示第1717号及び平成14年10月30日付け国土交通省告示第940号により砂防指定地として指定を受けており、また、同法第6条第1項の規定により、平成8年8月16日付け建設省告示第1718号及び平成14年10月30日付け国土交通省告示第941

号において国土交通大臣が本件区域における砂防工事を施工するものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

湯江川は、雲仙普賢岳を水源とし、長崎県島原市有明町を南北に縦断して島原湾に注ぐ全長約13.0km、流域面積約13.5km<sup>2</sup>の河川である。

湯江川は、流域において集落及び耕地が形成され、また、最下流部付近において一般国道251号及び島原鉄道を横断しているところ、平成2年11月の雲仙普賢岳の噴火以降、火山活動に伴い土石流が発生し、とりわけ、平成3年6月30日に発生した土石流では、湯江川流域に土砂が氾濫し、負傷者1名のほか、住家35棟、非住家17棟、農地32.7ha及び道路、橋梁等の公共施設14箇所甚大な被害を与えた。

このため、建設省（現国土交通省）は、林野庁及び長崎県と合同で平成6年に湯江川の砂防・治山施設配置基本構想（以下「基本構想」という。）を策定したが、その後、雲仙普賢岳の噴火活動が沈静化したことに伴い基本構想の見直しが行われ、平成13年に雲仙・普賢岳火山砂防計画（以下「火山砂防計画」という。）が国土交通省により策定された。火山砂防計画によると、現在の雲仙普賢岳の状況は、山頂から山腹にかけて約1億7千万m<sup>3</sup>の火山噴出物が堆積しており、豪雨時には土石流が発生する危険性が高い状況であるとされている。

本件事業は、火山砂防計画に基づき、100年超過確率日雨量（580mm/24hr）以上の降雨で発生する流出土砂量及び流出流木量を、湯江川上流域に設置済みの治山ダム群及び砂防設備の整備効果を踏まえ、計画基準点より上流で処理することを目的とした事業であり、本件事業による砂防設備の完成により、豪雨時における土石流災害を防止し、湯江川流域住民の生命及び財産並びに道路、鉄道等の社会資本の保全が図られるものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

#### (2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で行った調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、豪雨時における土石流災害を防止し、湯江川流域住民の生命及び財産並びに道路、鉄道等の社会資本の保全を図ることを目的として砂防堰堤を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、国土交通省河川砂防技術基準（平成16年国

土交通省河川局策定)等に定める規格に適合していると認められる。

本体工事に係る砂防設備の位置は、①地形の状況による土石流の流下方向性予測、②数値シミュレーションによる土石流の流下方向性予測及び③氾濫実績による土石流の流下方向性による検証、地質状況等を考慮すると、適切なものと認められる。

また、関連工事及び附帯工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### **4 法第20条第4号の要件への適合性**

##### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように、豪雨時における土石流災害を防止するため、できるだけ早期に砂防設備の整備を行う必要があると認められる。

また、本件区域周辺の自治体の長等からなる雲仙・普賢岳火山砂防促進期成同盟会等から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### **(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性**

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### **5 結論**

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 長崎県島原市役所